

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例
町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第14号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金の支給に関する情報</u> （以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第14号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
		略			略
略	略	略	略	略	略